**議会運営委員会記録**

令和6年7月2日（火）

開議　 09 時 29 分

閉議　 09 時 34 分

第4委員会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議　題

1　請願第11号学校給食の自然塩 (天然塩) 使用の請願について、再付託の上、継続

を求める動議について

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　9 時 29 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　請願第11号　学校給食の自然塩 (天然塩) 使用の請願について、再付託の上、継

続を求める動議について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

総務文教委員会で、この請願第11号は賛成多数で採択されているものである。今回このように、動議が提出された。

会議規則の第15条によって、発議者を含む二人以上の賛成者があるため、この動議は成立している。

本日の議事の流れについて説明する。10時の本会議開会後、日程第1から第11までは通常どおりの流れで、諸般の報告、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑を行い、市長提出議案の討論・採決という流れである。ここまでは通常と一緒である。

今回の動議については日程第12の、請願の討論・採決の前に日程追加を諮り、提出者の三浦議員へ説明を求める。説明は登壇してお願いする。その後10分程度、暫時休憩を取る。この休憩中に動議の熟読と、必要な方は動議に係る賛成討論、反対討論の通告書の提出をお願いする。賛成討論について、2名の議員が予定されている。

休憩後に再開して、動議に対する質疑を行う。質疑があった場合は、提出者の三浦議員に自席で答弁をお願いする。質疑終了後、討論を行う。討論については、いずれも登壇してお願いする。討論終了後に動議に対する採決を行う。こちらについては起立採決である。

動議が可決された場合、請願第11号について、総務文教委員会において引き続き審査してもらうこととなるため、現在予定している日程第13の請願第11号の討論・採決は議事日程から削除し、請願第11号の討論・採決は行わないこととなる。

動議が否決された場合、すでにお知らせしているが、請願第11号について討論が出ているため、初めに反対討論として沖田議員、その後賛成討論として大谷議員の順に、登壇して討論をお願いする。申し合わせにおいて討論の発言は登壇して行い、発言の冒頭に件名と賛否の別を明らかにするということとしているので、よろしくお願いする。

なお、請願第10号については討論の通告はなかったため、以上で討論は終了となる。その後、議事日程の順番で、日程第12の請願第10号、日程第13の請願第11号の順番でそれぞれ採決をしていく。採決はどちらの請願においても起立採決でお願いする。

以上で請願について終了し、最後に日程第14の議員派遣を諮ってこの会議は終了。以上までが本日の会議の流れである。

○柳楽委員長

局長から説明があった。今の説明について質疑等あるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、本日の流れ等についてはこのとおりとし、会派で共有いただき、この後の本会議に臨んでいただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　09 時 34 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子